**平成２３年（フ）第３１４号**
長野市三輪６丁目９番20―101号　アーベイン三輪
債務者　石井あかね（旧姓村松）
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第３２５号**
長野市中越１丁目15番８号
債務者　片桐　貞幸
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１０３９号**
兵庫県尼崎市椎堂１丁目５番19号、前住所兵庫県川西市東畦野山手１丁目13番20号
債務者　オクデンこと　奥村　達郎
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第４２７号**
兵庫県伊丹市西野１丁目117番地、前住所兵庫県伊丹市西野１丁目196番地　ハイツ西野103号
債務者　薮野　由紀（旧姓菅元）
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２３年（フ）第４５１号**
兵庫県川西市栄町３番16号
債務者　伊達美紀子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２４年（フ）第１９号**
兵庫県西宮市久保町13番28―206号、前住所兵庫県芦屋市大東町18番６―110号
債務者　山下すみ子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第２５号**
兵庫県尼崎市久々知３丁目４番18号
債務者　平野　幸代
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第４６号**
徳島県海部郡牟岐町大字中村字清水108番地、旧住所徳島県海部郡牟岐町大字灘字宮田３番地２
債務者　佐藤　清子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
徳島地方裁判所阿南支部

**平成２４年（フ）第１８号**
北九州市門司区高田１丁目５番11号
債務者　松村　陽一
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第３４号**
北九州市小倉北区神岳１丁目５番４―501号
債務者　長　　桂子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第２４０号**
福島県郡山市開成４丁目13番10号　ライオンズマンションＢ―304号
債務者　鈴木ゆかり
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２４年（フ）第１０号**
福島県郡山市開成５丁目16番８号　ウイズダム開成５号
債務者　佐藤　正典
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２３年（フ）第１１９０号**
神戸市兵庫区新開地６丁目３―22―111号室、住民票上の住所神戸市西区南別府３丁目16番地の５　クレールカーサ102号
債務者　山谷美津子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１２１０号**
神戸市垂水区名谷町字寺池1508番地　サンシャイングレート名谷209号、従前の住所高知県南国市大埇甲2128番地15
債務者　米本　隆二
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１２１１号**
神戸市垂水区名谷町字寺池1508番地　サンシャイングレート名谷209号、従前の住所高知県南国市大埇甲2128番地15
債務者　北海グルメ便こと　米本　　綾
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１３９３号**
神戸市北区ひよどり台１丁目１番地111棟408号、従前の住所神戸市北区唐櫃台４丁目21番７号
債務者　原　　勝
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１４３８号**
神戸市兵庫区大同町３丁目７番５号、従前の住所神戸市兵庫区石井町６丁目１番１号
債務者　藤田　　正
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部